

全国安全週間に際して

平素から労働基準行政及び相模原労働基準監督署の業務運営に関し、深いご理解と多岐にわたるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

毎年7月頭に実施している「全国安全週間」は今年で96回目を迎えます。

今回のスローガンは、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

となります。

まず、労働災害の発生状況に関して申し上げますと、ここ3年、特に昨年令和4年は新型コロナウイルス感染症に係る労働災害の爆発的増加を見たわけですが、同感染災害を除いたとしても、全国的に休業4日以上労働災害の増加傾向が続きました。

当署管内におきましても同様の状況であり、令和4年は、同感染災害を除き、全業種で686件、前年令和3年が604件でしたので、前年比13.6%の増加となりました。

今年は全国的に展開している「第14次労働災害防止推進計画」の開始年度に当たります。令和5年から、足掛け5年をかけて、局署において、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、最終令和10年までに減少に転じさせる、死亡災害については5%以上減少させる、という計画となります(当署においてもこれらに準じた目標を掲げています)。

この計画の下、何とかして労働災害の増加傾向に歯止めをかけなければなりません。

ここで、近年の労働災害の動向に注目しますと、全業種に共通して散見される「事故の型」として、「転倒」や「腰痛」等の作業行動に起因する労働災害の多発が挙げられます。こうした「行動災害」の防止を図っていくことが重要です。

皆さまにおかれましては、「全国安全週間」を契機として、それぞれの職場で労働災害防止の重要性を再認識していただき、特に「行動災害」の防止に留意の上、スローガンが唱える安全意識の高揚や安全行動の徹底について足元から地道に進めてその定着を図っていただき、あらゆる労働災害を発生させない職場づくりを実現するための機会としていただくようお願いします。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、去る5月8日に感染症法上の分類が従来の「2類相当」から「5類」へ移行するなど、社会活動・経済活動等の通常化が着々と進んでいるところです。

しかし、当監督署では、保健衛生業を中心に、まだまだ多くの同感染災害に係る労災請求をいただいております。給付決定等の業務に追われている現状です。

したがって、皆さまの職場の同感染防止対策については、緩め過ぎることなく引き続き実施していただくことが必要と考えています。

さらに、暑熱が予想されている今夏の熱中症予防対策に努めていただくこと、また、「働き方改革」の実現に向け長時間労働の解消等を図っていただくことなど今年度の神奈川県労働局のスローガンである「すべての人がいきいきと働くかながわ」の実現へのご協力についても併せてお願いし、監督署からのメッセージとさせていただきます。

相模原労働基準監督署長

萩野 憲一